

茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第12号

茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市事務分掌規則（平成14年茅ヶ崎市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第16号を第17号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「子ども・子育て会議」を「こども政策審議会」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) こども計画に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。